

高知労働局発表  
平成26年11月26日

**【照会先】**

高知労働局職業安定部職業対策課  
課長 仲慶三  
課長補佐 岡村 篤憲  
障害者雇用担当官 西村 利昭  
(電話) 088(885)6052

報道関係者 各位

## 平成26年 障害者雇用状況の集計結果

高知労働局（局長：伊津野信之）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成26年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 【民間企業】（法定雇用率2.0%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
  - ・ 雇用障害者数は、1,570.5人、対前年7.9%(115.5人)増加
  - ・ 実雇用率2.04%、対前年比0.10ポイント上昇  
全国平均を上回り12位となった。（全国実雇用率1.82%）
- 法定雇用率達成企業の割合は54.5%、対前年比0.1ポイント上昇  
全国16位となった。（全国達成割合44.7%）

#### 【公的機関】（同2.3%、都道府県などの教育委員会は2.2%）※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
  - ・ 県：雇用障害者数114.0人(105.5人)、実雇用率2.68%(2.49%)
  - ・ 市町村：雇用障害者数196.0人(192.0人)、実雇用率2.25%(2.21%)
  - ・ 教育委員会：雇用障害者数139.0人(131.0人)、実雇用率2.62%(2.43%)

#### 【今後の取り組み】

- 未達成の民間企業については、局、ハローワーク（所長等幹部）による訪問指導を実施し、その取組状況に応じた雇用率達成指導（8ページ参照）を厳正に実施する。
- 未達成の公的機関に対しては、労働局長等から機関のトップに対して訪問指導及び呼出指導を行うなど、全機関が法定雇用率を達成するよう取組を強化する。

## 1 民間企業における雇用状況

## (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は1,570.5人で、前年より7.9%（115.5人）増加し、過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は973.0人（対前年比5.4%増）、知的障害者は455.5人（同12.2%増）、精神障害者は142.0人（同13.1%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。

実雇用率は過去最高の2.04%（前年は1.94%）で改定後初めて法定雇用率を上回った。

法定雇用率達成企業の割合は54.5%（同54.4%）で0.1ポイント上昇した。

[P5 総括表1、P6 グラフ、P10 詳細表1(1)、P14 詳細表1(4)]

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数	障害者 雇用数	実雇用率	法定雇用率 達成企業	法定雇用率 達成割合	実雇用率 (全国)
26年度	492	76,809.5	1,570.5	2.04%	268	54.5%	1.82%
25年度	485	75,043.5	1,455.0	1.94%	264	54.4%	1.76%
増減	7	1,766.0	115.5	0.10	4	0.1	0.06

## (2) 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、昨年から新たに報告対象となった50～56人未満規模企業では44.5人、56～100人未満規模企業で234.0人、100～300人未満で654.5人、300～500人未満で196.0人、500人以上で441.5人と56～100人規模区分で減少したが、全体では前年より増加した。

民間企業全体の実雇用率は、前年を上回っており、実雇用率(2.04%)と比較すると、50～56人未満規模企業(1.94%)、56～100人未満規模企業(1.80%)及び300～500人未満規模企業(1.85%)については下回ったが、100～300人未満規模企業(2.18%)、500人以上規模企業(2.12%)では上回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、100～300人未満規模企業及び500人以上規模企業以外の規模企業で前年より減少した。

[P11 詳細表1(2)]

## ○規模別障害者雇用数

企業規模	障害者雇用数(人)		対前年増減 (人)	対前年増減比 (%)
	26年度	25年度		
50人～56人未満	44.5	30.0	14.5	48.3
56人～100人未満	234.0	271.0	▲37.0	▲13.6
100人～300人未満	654.5	557.0	97.5	17.5
300人～500人未満	196.0	190.0	6.0	3.2
500人以上	441.5	407.0	34.5	8.5
計	1570.5	1,455.0	115.5	7.9

○規模別実雇用・達成企業割合

企業規模	実雇用率(%)		前年比 増減(P)	雇用率達成割合(%)		前年比 増減(P)
	26年度	25年度		26年度	25年度	
50人～ 56人未満	1.94	1.42	0.52	36.7	40.0	▲3.3
56人～ 100人未満	1.80	2.02	▲0.22	54.3	55.3	▲1.0
100人～ 300人未満	2.18	1.90	0.28	59.4	57.3	2.1
300人～ 500人未満	1.85	1.89	▲0.04	48.4	56.7	▲8.3
500人以上	2.12	2.02	0.10	52.6	42.1	10.5
計	2.04	1.94	0.10	54.5	54.4	0.1

(3) 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、9業種で増加しており、特に医療、福祉で前年よりも大幅に増加した。

産業別の実雇用率では、製造業(2.13%)、運輸業、郵便業(2.08%)、医療、福祉(2.72%)の3業種は法定雇用率(2.0%)を上回っている。一方、農、林、漁業(0.00%)、建設業(1.32%)、情報通信業(1.27%)、卸売業、小売業(1.69%)、金融業、保険業(1.80%)、不動産業、物品賃貸業(0.96%)、学術研究、専門・技術サービス業(1.35%)、宿泊業、飲食サービス業(1.37%)、生活関連サービス業、娯楽業(1.78%)、教育、学習支援業(0.94%)、複合サービス事業(1.62%)、サービス業(1.93%)では法定雇用率未達成となっている。

[P12 詳細表1(3)]

産業	実雇用率(%)		対前年 増減(P)	障害者雇用数(人)		対前年 増減(人)	対前年 増減(%)
	26年度	25年度		26年度	25年度		
農、林、漁業	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	1.32	1.15	0.17	16.0	12.0	4.0	33.3
製造業	2.13	2.04	0.09	228.0	225.0	3.0	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	3.29	—	—	2.5	▲2.5	—
情報通信業	1.27	1.29	▲0.02	19.0	19.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業	2.08	1.79	0.29	52.5	44.0	8.5	19.3
卸売業、小売業	1.69	1.68	0.01	365.5	351.0	14.5	4.1
金融業、保険業	1.80	1.85	▲0.05	65.0	65.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	0.96	1.40	▲0.44	4.0	5.0	▲1.0	▲20.0
学術研究、専門・技術サービス業	1.35	1.39	▲0.04	8.0	4.0	4.0	100.0
宿泊業、飲食サービス業	1.37	0.92	0.45	18.0	11.5	6.5	56.5
生活関連サービス業、娯楽業	1.78	1.73	0.05	50.5	50.0	0.5	1.0
教育、学習支援業	0.94	1.18	▲0.24	9.0	13.5	▲4.5	▲33.3
医療、福祉	2.72	2.44	0.28	622.5	539.5	83.0	15.4
複合サービス事業	1.62	1.71	▲0.09	61.0	65.0	▲4.0	▲6.2
サービス業	1.93	1.95	▲0.02	51.5	48.0	3.5	7.3
計	2.04	1.94	0.10	1570.5	1455.5	115.5	7.9

(注) (—) 表示は、本年度の対象となる企業がないため。

#### (4) 法定雇用率未達成企業の状況

平成26年の法定雇用率未達成企業は224社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、75.4%（169社）と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は62.1%（139社）となっている。

[P15 詳細表1(5)]

## 2 公的機関における在職状況

#### (1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

県の3機関に在職している障害者の数は114.0人で、前年より8.1%（8.5人）増加しており、実雇用率は2.68%と前年（2.49%）に比べ0.19ポイント上昇した。

県の3機関においては、全ての機関で法定雇用率を達成している。

[P5 総括表2(1)、P16 詳細表2(1)]

#### (2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

市町村の機関に在職している障害者の数は196.0人で、前年より2.1%（4.0人）増加しており、実雇用率は2.25%と前年（2.21%）に比べ0.04ポイント上昇した。

市町村の機関の法定雇用率達成割合は86.8%で、前年（75.7%）より11.1ポイント上昇しており、38機関中5機関で法定雇用率が未達成となっている。

##### 【未達成機関】

室戸市、香美市、本山町、香南市教育委員会、四万十町教育委員会

[P5 総括表2(2)、P17 詳細表2(2)、P20 詳細表3(4)]

#### (3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

2.2%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は139.0人で、前年より6.1%（8.0人）増加しており、実雇用率は2.62%と前年（2.43%）に比べ0.19ポイント上昇し、法定雇用率を達成している。

[P5 総括表2(3)、P18 詳細表2(3)]

## 3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は43.0人で、前年より2.4%（1.0人）増加しているが、実雇用率は2.15%と前年（2.17%）に比べ0.02ポイント低下した。

※ 県内の報告対象独立行政法人等は国立大学法人（高知大学）、公立大学法人（高知工科大学）、高知県公立大学法人の3機関となっている（高知県公立大学法人は平成23年度から公立大学法人となった）。

[P5 総括表3、P19 詳細表3(3)]

## 平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	76,809.5 人 ( 75,043.5 人 )	1,570.5 人 ( 1,455.0 人 )	2.04 % ( 1.94 % )	268 / 492 ( 264 / 485 )	54.5 % ( 54.4 % )

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 高知県の機関(法定雇用率2.3%) ※県警察本部含む

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	4,252.5 人 ( 4,232.5 人 )	114.0 人 ( 105.5 人 )	2.68 % ( 2.49 % )	3 / 3 ( 3 / 3 )	100.0 % ( 100.0 % )
高知県知事部局	3,558.0 人 ( 3,555.0 人 )	96.0 人 ( 86.5 人 )	2.70 % ( 2.43 % )	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0 % ( 100.0 % )
その他の高知県機関	694.5 人 ( 677.5 人 )	18.0 人 ( 19.0 人 )	2.59 % ( 2.80 % )	2 / 2 ( 2 / 2 )	100.0 % ( 100.0 % )

#### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	8,707.0 人 ( 8,698.5 人 )	196.0 人 ( 192.0 人 )	2.25 % ( 2.21 % )	33 / 38 ( 28 / 37 )	86.8 % ( 75.7 % )

#### (3) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
高知県教育委員会	5,314.5 人 ( 5,399.5 人 )	139.0 人 ( 131.0 人 )	2.62 % ( 2.43 % )	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0 % ( 100.0 % )

### 3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
独立行政法人等	2,001.5 人 ( 1,939.5 人 )	43.0 人 ( 42.0 人 )	2.15 % ( 2.17 % )	1 / 3 ( 1 / 3 )	33.3 % ( 33.3 % )

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

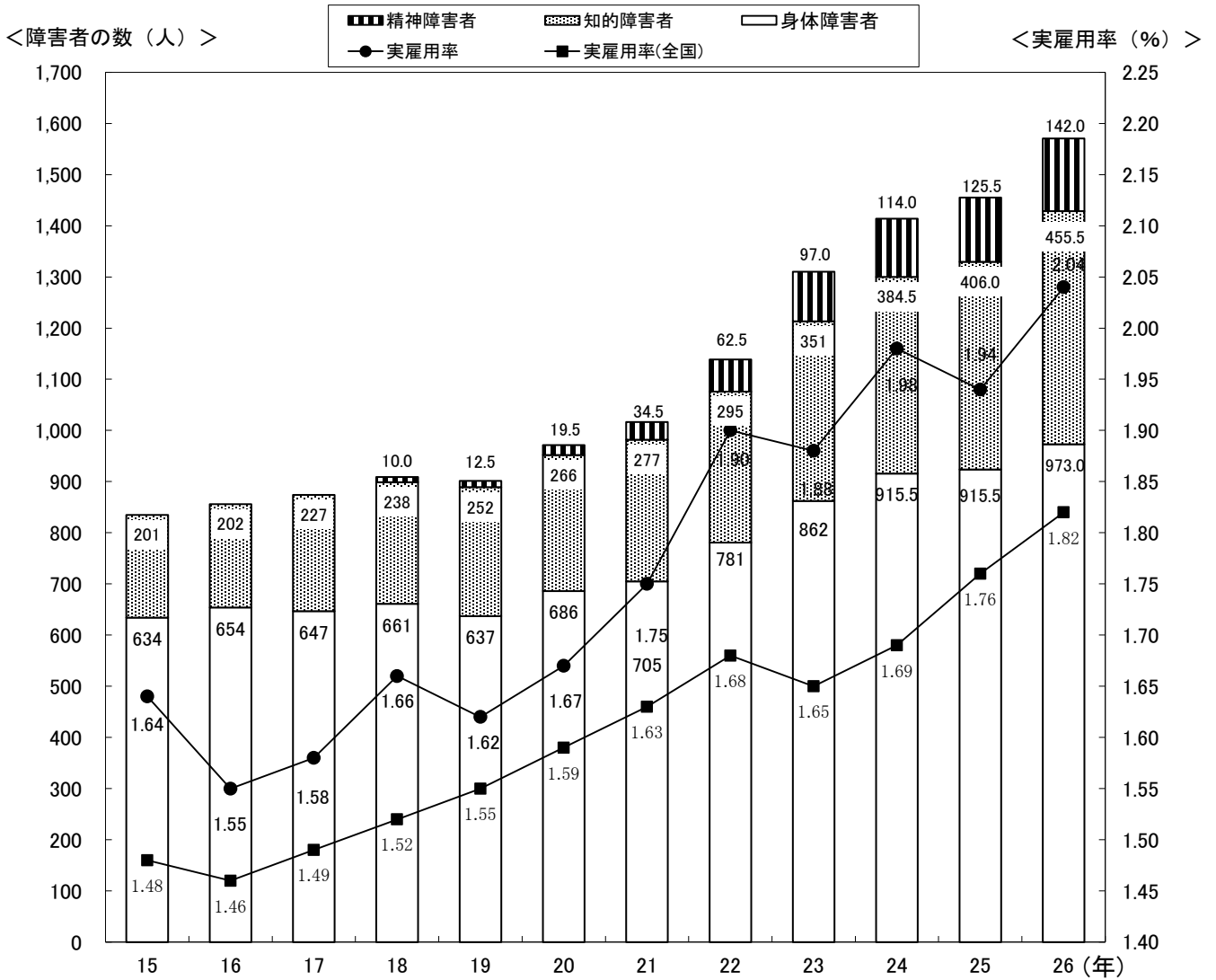
4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ( )内は、平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

# 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

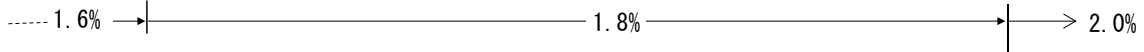
●実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>

平成10年7月

平成25年4月



注1：雇用義務のある企業（50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |   |                |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |
|---|----------------|---|---------|-------|-------|--------------|--|--|-------|-------|-------|---|--|--|
| ○ 民間企業                                  | ………            | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(50人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 3%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br/>独立行政法人、国立大学法人等〕</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2. 0% | (50人以上規模の企業) |  |  | 特殊法人等 | …………… | 2. 3% | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |  |  |
| 一般の民間企業                                 | ……………          | 2. 0%   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |
| (50人以上規模の企業)                            |                |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |
| 特殊法人等                                   | ……………          | 2. 3%   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |
| 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |                |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |
| ○ 国、地方公共団体                              | ……………          | 2. 3%   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |
|   | (43.5人以上規模の機関) |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |
| ○ 都道府県等の教育委員会                           | ……………          | 2. 2%   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |
|   | (45.5人以上規模の機関) |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |   |  |  |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

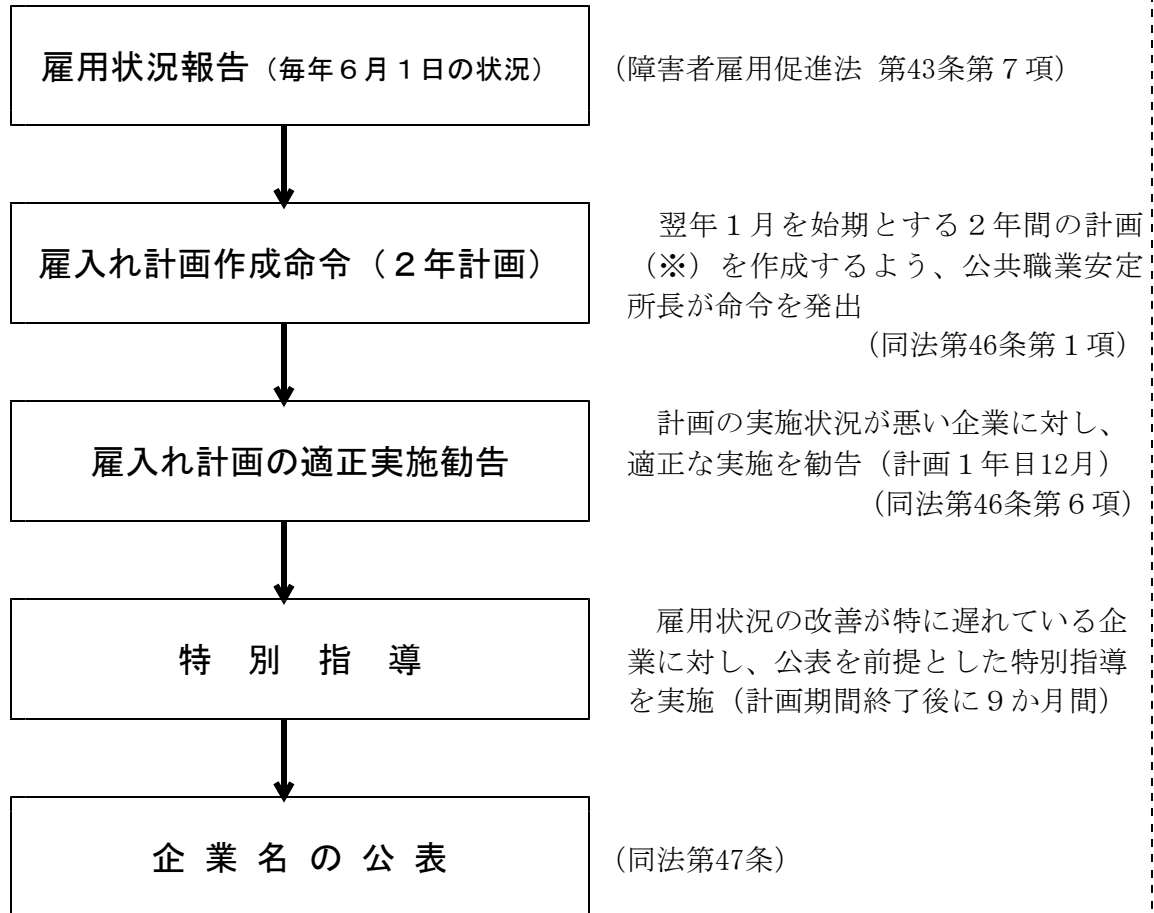
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [指導実績]

- 平成25年度の実績
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 193社
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 206社
  - \* 「特別指導」の実施 52社
- 雇入れ計画を実施中の企業 617社（25年度）
- 企業名の公表
  - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
  - 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
  - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
  - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
  - 26年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。



## 平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### <目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）	
(1)	概況	10
(2)	企業規模別の雇用状況	11
(3)	産業別の雇用状況	12
(4)	民間企業における雇用状況の推移	14
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	15
2	地方公共団体等における在職状況（法定雇用率2.3%又は2.2%）	
(1)	県の機関（法定雇用率2.3%）	16
(2)	市町村の機関（法定雇用率2.3%）	17
(3)	法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会	18
3	公的機関の各機関の状況	
(1)	県の状況	19
(2)	法定雇用率2.2%が適用される県の教育委員会の状況	19
(3)	独立行政法人等の状況	19
(4)	市町村等の状況	20
	(参考)	
	都道府県別の実雇用率等の状況	21

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 492 ( 485 )	人 76,809.5 ( 75,043.5 )	人 335 ( 300 )	人 87 ( 80 )	人 704 ( 653 )	人 219 ( 244 )	人 1,570.5 ( 1,455.0 )	人 161.5 ( 153.5 )	% 2.04 ( 1.94 )	企業 268 ( 264 )	% 54.5 ( 54.4 )

#### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成25年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 1,570.5 ( 1,455.0 )	人 264 ( 243 )	人 56 ( 52 )	人 361 ( 353 )	人 56 ( 65 )	人 973.0 ( 923.5 )	人 81.5 ( 65.5 )

③ 知的障害者の数						
a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
人 71 ( 57 )	人 31 ( 28 )	人 257 ( 221 )	人 51 ( 86 )	人 455.5 ( 406.0 )	人 44.0 ( 47.5 )	人

④ 精神障害者の数			
c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
人 86 ( 79 )	人 112 ( 93 )	人 142.0 ( 125.5 )	人 36.0 ( 40.5 )

#### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成25年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 企業規模別の雇用状況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 492 ( 485 )	人 76,809.5 ( 75,043.5 )	人 335 ( 300 )	人 87 ( 80 )	人 704 ( 653 )	人 219 ( 244 )	人 1,570.5 ( 1,455.0 )	人 161.5 ( 153.5 )	% 2.04 ( 1.94 )	企業 268 ( 264 )	% 54.5 ( 54.4 )
50～ 56人未満	企業 44 ( 40 )	人 2,298.0 ( 2,112.0 )	人 13 ( 3 )	人 1 ( 2 )	人 15 ( 20 )	人 5 ( 4 )	人 44.5 ( 30.0 )	人 6.0 ( 3.5 )	% 1.94 ( 1.42 )	企業 16 ( 16 )	% 36.4 ( 40.0 )
56～ 100人未満	企業 186 ( 190 )	人 13,023.0 ( 13,404.5 )	人 40 ( 48 )	人 17 ( 21 )	人 115 ( 131 )	人 44 ( 46 )	人 234.0 ( 271.0 )	人 28.0 ( 29.0 )	% 1.80 ( 2.02 )	企業 101 ( 105 )	% 54.3 ( 55.3 )
100～ 300人未満	212 ( 206 )	30,070.5 ( 29,333.5 )	138 ( 117 )	33 ( 23 )	317 ( 255 )	57 ( 90 )	654.5 ( 557.0 )	62.5 ( 50.0 )	2.18 ( 1.90 )	126 ( 118 )	59.4 ( 57.3 )
300～ 500人未満	31 ( 30 )	10,614.5 ( 10,074.5 )	51 ( 47 )	6 ( 5 )	78 ( 85 )	20 ( 12 )	196.0 ( 190.0 )	20.0 ( 23.5 )	1.85 ( 1.89 )	15 ( 17 )	48.4 ( 56.7 )
500人以上	19 ( 19 )	20,803.5 ( 20,119.0 )	93 ( 85 )	30 ( 29 )	179 ( 162 )	93 ( 92 )	441.5 ( 407.0 )	45.0 ( 47.5 )	2.12 ( 2.02 )	10 ( 8 )	52.6 ( 42.1 )

注は1(1)①の表と同じ

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
規模計	1,570.5 ( 1,455.0 )	264 ( 243 )	56 ( 52 )	361 ( 353 )	56 ( 65 )	973.0 ( 923.5 )	71 ( 57 )	31 ( 28 )	257 ( 221 )	51 ( 86 )	455.5 ( 406.0 )	86 ( 79 )	112 ( 93 )	142.0 ( 125.5 )
50～ 56人未満	44.5 ( 30.0 )	8 ( 1 )	0 ( 2 )	5 ( 10 )	1 ( 1 )	21.5 ( 14.5 )	5 ( 2 )	1 ( 0 )	10 ( 8 )	1 ( 2 )	21.5 ( 13.0 )	0 ( 2 )	3 ( 1 )	1.5 ( 2.5 )
56～ 100人未満	234.0 ( 271.0 )	32 ( 34 )	8 ( 11 )	67 ( 68 )	8 ( 11 )	143.0 ( 152.5 )	8 ( 14 )	9 ( 10 )	34 ( 50 )	17 ( 16 )	67.5 ( 96.0 )	14 ( 13 )	19 ( 19 )	23.5 ( 22.5 )
100～ 300人未満	654.5 ( 557.0 )	97 ( 94 )	21 ( 13 )	156 ( 145 )	18 ( 18 )	380.0 ( 355.0 )	41 ( 23 )	12 ( 10 )	122 ( 81 )	21 ( 58 )	226.5 ( 166.0 )	39 ( 29 )	18 ( 14 )	48.0 ( 36.0 )
300～ 500人未満	196.0 ( 190.0 )	46 ( 39 )	4 ( 3 )	48 ( 51 )	3 ( 5 )	145.5 ( 134.5 )	5 ( 8 )	2 ( 2 )	20 ( 21 )	3 ( 2 )	33.5 ( 40.0 )	10 ( 13 )	14 ( 5 )	17.0 ( 15.5 )
500人以上	441.5 ( 407.0 )	81 ( 75 )	23 ( 23 )	85 ( 79 )	26 ( 30 )	283.0 ( 267.0 )	12 ( 10 )	7 ( 6 )	71 ( 61 )	9 ( 8 )	106.5 ( 91.0 )	23 ( 22 )	58 ( 54 )	52.0 ( 49.0 )

注は1(1)②の表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

#### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 492 ( 485 )	人 76,809.5 ( 75,043.5 )	人 335 ( 300 )	人 87 ( 80 )	人 704 ( 653 )	人 219 ( 244 )	人 1,570.5 ( 1,455.0 )	人 161.5 ( 153.5 )	% 2.04 ( 1.94 )	企業 268 ( 264 )	% 54.5 ( 54.4 )
農、林、漁業	企業 2 ( 2 )	人 154 ( 151 )	人 - ( - )	人 - ( - )	人 - ( - )	人 - ( - )	人 - ( - )	人 - ( - )	% - ( - )	企業 - ( - )	% - ( - )
鉱業、採石業、 砂利採取業	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
建設業	13 ( 11 )	1,223.5 ( 1,045.5 )	3 ( 3 )	- ( - )	10 ( 6 )	- ( - )	16.0 ( 12.0 )	1.0 ( - )	1.31 ( 1.15 )	4 ( 3 )	30.8 ( 27.3 )
製造業	82 ( 87 )	10,697.5 ( 11,056.5 )	46 ( 45 )	5 ( 5 )	127 ( 125 )	8 ( 10 )	228.0 ( 225.0 )	15.5 ( 17.5 )	2.13 ( 2.04 )	53 ( 54 )	64.6 ( 62.1 )
電気・ガス・ 熱供給・水道業	- ( 1 )	- ( 76 )	- ( - )	- ( - )	- ( 1 )	- ( 3.0 )	- ( 2.5 )	- ( 0.5 )	- ( 3.29 )	- ( 1 )	- ( 100.0 )
情報通信業	13 ( 13 )	1,492.5 ( 1,474.5 )	2 ( 2 )	- ( - )	15 ( 15 )	- ( - )	19.0 ( 19.0 )	1.0 ( 2.0 )	1.27 ( 1.29 )	8 ( 7 )	61.5 ( 53.8 )
運輸業、郵便業	14 ( 15 )	2,523.5 ( 2,462.5 )	14 ( 10 )	2 ( 1 )	20 ( 21 )	5 ( 4 )	52.5 ( 44.0 )	3.5 ( 4.0 )	2.08 ( 1.79 )	5 ( 8 )	35.7 ( 53.3 )
卸売業、小売業	93 ( 92 )	21,684.0 ( 20,928.0 )	63 ( 62 )	35 ( 33 )	150 ( 141 )	109 ( 106 )	365.5 ( 351.0 )	49.5 ( 43.5 )	1.69 ( 1.68 )	39 ( 40 )	41.9 ( 43.5 )
金融業、保険業	7 ( 5 )	3,616.5 ( 3,509.5 )	24 ( 24 )	1 ( - )	15 ( 17 )	2.0 ( - )	65.0 ( 65.0 )	2.0 ( - )	1.80 ( 1.85 )	3 ( 2 )	42.9 ( 40.0 )
不動産業、 物品賃貸業	6 ( 5 )	416.0 ( 356.5 )	- ( - )	- ( - )	4 ( 5 )	- ( - )	4.0 ( 5.0 )	- ( 2.0 )	0.96 ( 1.40 )	1 ( 1 )	16.7 ( 20.0 )
学術研究、専門・ 技術サービス業	7 ( 4 )	594.5 ( 288.0 )	3 ( 1 )	- ( - )	2 ( 2 )	- ( - )	8.0 ( 4.0 )	- ( - )	1.35 ( 1.39 )	3 ( 2 )	42.9 ( 50.0 )
宿泊業、 飲食サービス業	13 ( 13 )	1,312.5 ( 1,248.5 )	4 ( 2 )	- ( - )	9 ( 6 )	2 ( 3 )	18.0 ( 11.5 )	4.5 ( 1.5 )	1.37 ( 0.92 )	6 ( 4 )	46.2 ( 30.8 )
生活関連サービス 業、娯楽業	19 ( 19 )	2,836.0 ( 2,895.5 )	9 ( 9 )	2 ( 2 )	28 ( 28 )	5 ( 4 )	50.5 ( 50.0 )	4.0 ( 5.0 )	1.78 ( 1.73 )	7 ( 6 )	36.8 ( 31.6 )

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
教育、学習支援業	11 ( 12 )	961.5 ( 1,145.0 )	3 ( 3 )	1 ( 1 )	1 ( 6 )	2 ( 1.0 )	9.0 ( 13.5 )	- ( 1.0 )	0.94 ( 1.18 )	2 ( 4 )	18.2 ( 33.3 )
医療、福祉	169 ( 164 )	22,880.5 ( 22,153.5 )	141 ( 116 )	33 ( 31 )	267 ( 222 )	81 ( 109 )	622.5 ( 539.5 )	72.0 ( 64.0 )	2.72 ( 2.44 )	110 ( 108 )	65.1 ( 65.9 )
複合サービス事業	17 ( 17 )	3,754.5 ( 3,795.5 )	13 ( 15 )	1 ( - )	34 ( 35 )	- ( - )	61.0 ( 65.0 )	3.0 ( 3.0 )	1.62 ( 1.71 )	9 ( 10 )	52.9 ( 58.8 )
サービス業	26 ( 25 )	2,662.5 ( 2,457.5 )	10 ( 8 )	7 ( 7 )	22 ( 23 )	5 ( 4 )	51.5 ( 48.0 )	5.5 ( 9.5 )	1.93 ( 1.95 )	18 ( 14 )	69.2 ( 56.0 )

注は1(1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

#### (4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
			対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 57 年	32,652	429	7	1.31%	0.02	-	-
58	32,721	441	12	1.35%	0.04	-	-
59	32,689	426	△ 15	1.30%	△ 0.05	-	-
60	32,776	442	16	1.35%	0.05	-	-
61	31,883	426	△ 16	1.34%	△ 0.01	52.5	-
62	30,672	413	△ 13	1.35%	0.01	51.7	△ 0.8
63	33,732	465	52	1.38%	0.03	50.0	△ 1.7
平成 元 年	35,973	505	40	1.40%	0.02	57.0	7.0
2	38,839	565	60	1.45%	0.05	59.5	2.5
3	43,125	657	92	1.52%	0.07	52.3	△ 7.2
4	45,374	731	74	1.61%	0.09	58.3	6.0
5	47,593	779	48	1.64%	0.03	54.7	△ 3.6
6	49,179	794	15	1.61%	△ 0.03	52.2	△ 2.5
7	49,713	804	10	1.62%	0.01	54.4	2.2
8	50,582	816	12	1.61%	△ 0.01	57.6	3.2
9	52,643	849	33	1.61%	0.00	58.3	0.7
10	54,256	872	23	1.61%	0.00	57.6	△ 0.7
11	57,222	929	57	1.62%	0.01	55.6	△ 2.0
12	54,459	897	△ 32	1.65%	0.03	54.9	△ 0.7
13	53,368	922	25	1.73%	0.08	54.5	△ 0.4
14	52,756	879	△ 43	1.67%	△ 0.06	53.9	△ 0.6
15	50,922	835	△ 44	1.64%	△ 0.03	51.6	△ 2.3
16	55,341	856	21	1.55%	△ 0.09	49.7	△ 1.9
17	55,363	874	18	1.58%	0.03	51.3	1.6
18	54,598	909.0	35.0	1.66%	0.08	52.5	1.2
19	55,743	901.5	△ 7.5	1.62%	△ 0.04	50.4	△ 2.1
20	58,046	971.5	70.0	1.67%	0.05	52.8	2.4
21	58,168	1,016.5	45.0	1.75%	0.08	57.3	4.5
22	59,869	1,138.5	122.0	1.90%	0.15	59.4	2.1
23	69,583.5	1,310.0	171.5	1.88%	△ 0.02	55.5	△ 3.9
24	71,415.5	1,414.0	104.0	1.98%	0.10	56.4	0.9
25	75,043.5	1,455.0	41.0	1.94%	△ 0.04	54.4	△ 2.0
26	76,809.5	1,570.5	115.5	2.04%	0.10	54.5	0.1

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者  
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外の身体障害者及び知的  
障害者並びに精神障害者である短時間労働者  
（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短  
時間労働者は0.5カウント）

## (5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人 又は5人	5.5人以上 10人以下	10.5人以上	
規模計	224 (100.0%)	169 (75.4%)	38 (17.0%)	11 (4.9%)	4 (1.8%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	139 (62.1%)
50～ 56人未満	28 (100.0%)	28 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	24 (85.7%)
56～ 100人未満	85 (100.0%)	85 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	82 (96.5%)
100～ 300人未満	86 (100.0%)	48 (55.8%)	30 (34.9%)	6 (7.0%)	1 (1.2%)	1 (1.2%)	— —	— —	33 (38.4%)
300～ 500人未満	16 (100.0%)	8 (50.0%)	5 (31.3%)	2 (12.5%)	1 (6.3%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
500人以上	9 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (33.3%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	— —	1 (11.1%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 2 地方公共団体等における在職状況（法定雇用率2.3%又は2.2%）

### (1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				
計	機関 3 ( 3 )	人 4,252.5 ( 4,232.5 )	人 19 ( 16 )	人 8 ( 7 )	人 61 ( 58 )	人 14 ( 17 )	人 114.0 ( 105.5 )	人 12.0 ( 9.0 )	% 2.68 ( 2.49 )	機関 3 ( 3 )	% 100.0 ( 100.0 )
高知県知事部局	機関 1 ( 1 )	人 3,558.0 ( 3,555.0 )	人 16 ( 13 )	人 7 ( 6 )	人 50 ( 47 )	人 14 ( 15 )	人 96.0 ( 86.5 )	人 12.0 ( 8.5 )	% 2.70 ( 2.43 )	機関 1 ( 1 )	% 100.0 ( 100.0 )
その他の高知県機関	2 ( 2 )	694.5 ( 677.5 )	3 ( 3 )	1 ( 1 )	11 ( 11 )	0 ( 2 )	18.0 ( 19.0 )	0.0 ( 0.5 )	2.59 ( 2.80 )	2 ( 2 )	100.0 ( 100.0 )

#### 〔2(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成25年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
	人	人	a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	
							人	人					人	人			人	人
県の機関計	114.0 ( 105.5 )	19 ( 16 )	7 ( 6 )	58 ( 55 )	10 ( 15 )	108.0 ( 100.5 )	8.0 ( 8.0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.0 )	3 ( 3 )	4 ( 2 )	5.0 ( 4.0 )	4.0 ( 0.0 )	

#### 〔2(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成25年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



## (2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重 度の障害者 である短時 間勤務職員	C.重度以外 の身体障害 者及び精神 障害者	D.重度以外 の身体障害 者及び精神 障害者であ る短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規 雇用分			
市町村の機関	38 ( 37 )	8,707.0 ( 8,698.5 )	47 ( 47 )	4 ( 5 )	90 ( 87 )	16 ( 12 )	196.0 ( 192.0 )	10.0 ( 16.5 )	2.25 ( 2.21 )	33 ( 28 )	86.8 ( 75.7 )

注は2(1)①の表と同じ

### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b.重度身体障 害者である短 時間勤務職員	c.重度以外 の身体障害者	d.重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c d×0.5	f.うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b.重度知的障 害者である短 時間勤務職員	c.重度以外 の知的障害者	d.重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c d×0.5	f.うち新規 雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f.うち新規 雇用分
市町村の機関	196.0 ( 192.0 )	47 ( 47 )	3 ( 3 )	77 ( 77 )	9 ( 8 )	178.5 ( 178.0 )	7.0 ( 14.0 )	0 ( 0 )	4 ( 2 )	1 ( 4 )	3 ( 2 )	6.5 ( 7.0 )	1.0 ( 1.5 )	9 ( 6 )	4 ( 2 )	11.0 ( 7.0 )	2.0 ( 1.0 )

注は2(1)②の表と同じ

**(3) 法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）**

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者	D.重度以外身 体障害者及 び知的障 害者並び に精神障 害者である 短時間勤 務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇 用分			
高知県 教育委員会	機関 1 ( 1 )	人 5,314.5 ( 5,399.5 )	人 43 ( 42 )	人 1 ( 0 )	人 52 ( 47 )	人 0 ( 0 )	人 139.0 ( 131.0 )	人 4.0 ( 2.0 )	% 2.62 ( 2.43 )	機関 1 ( 1 )	% 100.0 ( 100.0 )

注は2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b.重度身体障 害者である短 時間勤務職員	c.重度以外の 身体障害者	d.重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c d×0.5	f.うち新規雇用 分	a.重度知的障 害者	b.重度知的障 害者である短 時間勤務職員	c.重度以外の 知的障害者	d.重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c d×0.5	f.うち新規雇用 分	c.精神障害者	d.精神障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 c+d×0.5	f.うち新規雇用 分
高知県 教育委員会	人 139.0 ( 131.0 )	人 43 ( 42 )	人 1 ( 0 )	人 47 ( 42 )	人 0 ( 0 )	人 134.0 ( 126.0 )	人 4.0 ( 2.0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 3 ( 3 )	人 0 ( 0 )	人 3.0 ( 3.0 )	人 0.0 ( 1.0 )	人 2 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 2.0 ( 2.0 )	人 0.0 ( 0.0 )

注は2(1)②の表と同じ

### 3 公的機関の各機関の状況

#### (1) 県の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
高知県知事部局	3,558.0	96.0	2.70	0.0	
高知県公営企業局	357.5	9.0	2.52	0.0	
高知県警察本部	337.0	9.0	2.67	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

#### (2) 法定雇用率2.2%が適用される県の教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
高知県教育委員会	5,314.5	139.0	2.62	0.0	

注は（1）と同じ。

#### (3) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 高知大学	1,679.0	39.0	2.32	0.0	
公立大学法人 高知工科大学	183.5	3.0	1.63	1.0	
高知県公立大学法人	139.0	1.0	0.72	2.0	

注は（1）と同じ。

(4) 市町村等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,707.0	196.0	2.25%	6.5	
高知市	2,523.5	60.5	2.40%	0.0	特例認定あり（注4）
室戸市	144.0	1.0	0.69%	2.0	
安芸市	201.0	5.0	2.49%	0.0	
南国市	453.0	13.0	2.87%	0.0	特例認定あり（注4）
土佐市	249.0	5.0	2.01%	0.0	
須崎市	231.0	6.0	2.60%	0.0	
宿毛市	246.0	6.0	2.44%	0.0	
土佐清水市	246.0	5.0	2.03%	0.0	
四万十市	479.0	11.0	2.30%	0.0	特例認定あり（注4）
香南市	213.5	5.0	2.34%	0.0	
香美市	374.5	6.0	1.60%	2.0	特例認定あり（注4）
東洋町	58.0	1.0	1.72%	0.0	
安田町	49.0	1.0	2.04%	0.0	
芸西村	48.0	2.0	4.17%	0.0	
本山町	142.0	2.0	1.41%	1.0	
大豊町	109.0	2.0	1.83%	0.0	
土佐町	67.0	2.0	2.99%	0.0	
いの町	358.0	8.0	2.23%	0.0	
仁淀川町	173.5	3.0	1.73%	0.0	
中土佐町	95.0	2.0	2.11%	0.0	
佐川町	216.0	4.5	2.08%	0.0	特例認定あり（注4）
越知町	72.0	1.0	1.39%	0.0	
禰原町	57.0	1.0	1.75%	0.0	
日高村	63.0	2.0	3.17%	0.0	
津野町	74.0	2.0	2.70%	0.0	
四万十町	211.0	5.0	2.37%	0.0	
大月町	127.5	2.0	1.57%	0.0	
黒潮町	165.0	4.0	2.42%	0.0	
香南市教育委員会	109.0	1.5	1.38%	0.5	
いの町教育委員会	68.0	2.0	2.94%	0.0	
四万十町教育委員会	51.0	0.0	0.00%	1.0	
土佐市病院事業	85.0	1.0	1.18%	0.0	
高知県・高知市病院企業団	373.0	10.0	2.68%	0.0	
高吾北広域町村事務組合	224.0	6.0	2.68%	0.0	
香南香美老人ホーム組合	160.5	3.5	2.18%	0.0	
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	54.0	1.0	1.85%	0.0	
高陵特別養護老人ホーム組合	55.0	1.5	2.73%	0.0	
嶺北広域行政事務組合	82.0	1.5	1.83%	0.0	

注1～3は（1）と同じ。

注4 注4の機関は特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定地方機関（A）	みなされることとなる機関（B）	
高知市	高知市教育委員会	高知市水道局
南国市	南国市教育委員会	
四万十市	四万十市教育委員会	
香美市	香美市教育委員会	
佐川町	佐川町病院事業	

## (参考) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において集計したものである

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.82	0.06	44.7	2.0	38,760	86,648
北海道	1.90	0.05	47.6	2.0	1,512	3,179
青森	1.83	0.05	47.2	0.9	405	858
岩手	1.93	0.06	52.9	3.3	478	904
宮城	1.74	0.03	45.7	2.7	623	1,364
秋田	1.77	0.10	55.1	4.0	375	680
山形	1.88	0.09	51.6	1.3	446	864
福島	1.76	0.07	47.9	1.3	604	1,260
茨城	1.75	0.09	50.2	2.8	696	1,387
栃木	1.76	0.08	51.1	4.9	534	1,046
群馬	1.79	0.06	51.6	3.5	668	1,295
埼玉	1.80	0.09	43.7	3.8	1,195	2,737
千葉	1.77	0.06	47.5	3.2	989	2,082
東京	1.77	0.05	30.3	1.9	5,393	17,827
神奈川	1.75	0.07	41.6	1.6	1,741	4,184
新潟	1.75	0.10	49.8	5.1	840	1,688
富山	1.85	0.05	54.7	0.4	521	952
石川	1.82	0.13	51.8	3.4	480	927
福井	2.26	△0.01	53.5	2.2	345	645
山梨	1.79	0.09	51.5	5.2	274	532
長野	1.96	0.08	57.2	3.7	840	1,468
岐阜	1.79	0.05	51.0	2.0	688	1,350
静岡	1.80	0.08	47.6	1.6	1,235	2,597
愛知	1.74	0.06	41.9	1.3	2,279	5,444
三重	1.79	0.19	52.2	5.8	521	999
滋賀	1.87	0.06	54.9	3.1	413	752
京都	1.95	0.02	47.4	0.5	773	1,630
大阪	1.81	0.05	42.6	1.9	3,008	7,060
兵庫	1.90	0.06	49.1	1.7	1,479	3,010
奈良	2.22	0.00	56.2	0.4	295	525
和歌山	2.06	0.03	57.0	△0.2	302	530
鳥取	1.88	0.11	50.6	△3.0	209	413
島根	2.02	0.13	61.6	4.4	322	523
岡山	2.16	0.23	50.0	2.1	654	1,307
広島	1.90	0.06	45.1	0.9	921	2,044
山口	2.46	0.13	52.5	2.9	443	844
徳島	1.90	0.12	57.5	4.2	233	405
香川	1.88	0.02	56.5	△2.7	434	768
愛媛	1.74	0.01	47.0	3.1	424	902
高知	2.04	0.10	54.5	0.1	268	492
福岡	1.80	0.04	46.2	0.6	1,495	3,239
佐賀	2.27	0.10	66.4	2.8	355	535
長崎	2.15	0.05	55.7	1.8	517	928
熊本	2.14	0.06	52.7	1.2	593	1,125
大分	2.28	0.13	55.4	0.4	403	727
宮崎	2.15	0.11	63.4	4.1	455	718
鹿児島	2.02	0.00	57.8	1.6	617	1,068
沖縄	2.15	0.03	55.8	2.8	465	834